

看護師の皆さんが安心して派遣で働くために

『フリーランス保護法について』

2024年 10月 20日

日本派遣看護師協会

目次

- 1 フリーランス保護法とは？
- 2 フリーランス保護法の目的
- 3 フリーランス保護法の適用対象の例
- 4 フリーランス保護法の内容①
- 5 フリーランス保護法の内容②
- 6 まとめ

1. フリーランス保護法とは？

フリーランス保護法の正式名称は「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」（フリーランス・事業者間取引適正化等法）といます。令和5年4月28日に可決成立し、同年5月12日に公布されました。同法は、**令和6年11月1日に施行**されます。

本法の趣旨

我が国における働き方の多様化の進展を鑑み、個人が事業者として受託した業務に安定的に従事することができる環境を整備するため、特定受託事業者に係る取引の適正化及び特定受託業務従事者の就業環境の整備を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的として、特定受託事業者に業務委託をする事業者について、特定受託事業者の給付の内容その他の事項の明示を義務付ける等の措置を講ずる。

出典：厚生労働省 [特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（フリーランス・事業者間取引適正化等法）の概要](#)

フリーランス看護師として働く方はまだ少ないですが、常勤看護師のヘルプやイベント等の単発のお仕事として活躍されている方も増えてきています。



2. フリーランス保護法の目的

法律の目的

この法律は、フリーランスの方が安心して働ける環境を整備するため、

- ①フリーランスの方と企業などの発注事業者の間の取引の適正化
- ②フリーランスの方の就業環境の整備

を図ることを目的としています。

法律の適用対象

発注事業者からフリーランスへの「業務委託」（事業者間取引）

フリーランス：業務委託の相手方である事業者で、従業員を使用しないもの

発注事業者：フリーランスに業務委託する事業者で、従業員を使用するもの

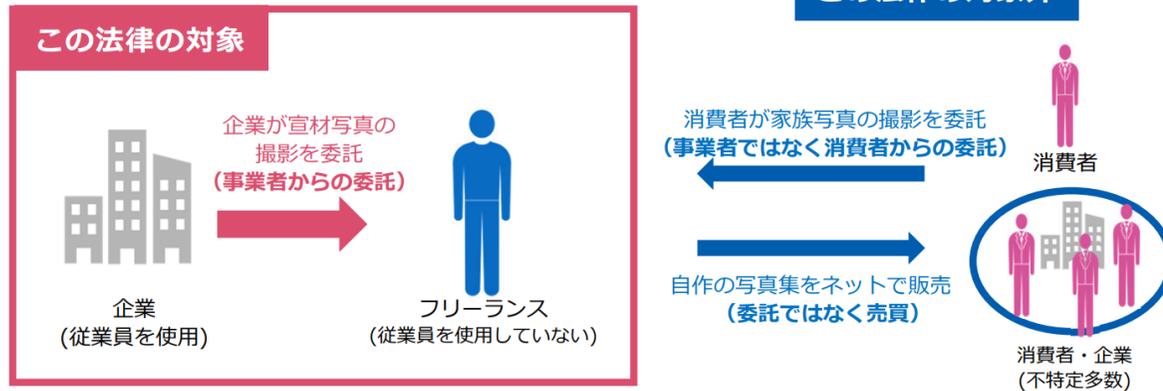
※一般的にフリーランスと呼ばれる方には、「従業員を使用している」「消費者を相手に取引をしている」方も含まれる場合もありますが、これらの方はこの法律における「フリーランス」にはあたりません。

出典：中小企業庁 [フリーランスの取引に関する新しい法律が11月にスタート](#)

3. フリーランス保護法の適用対象の例

法律の適用対象

例：フリーランスとして働くカメラマンの場合



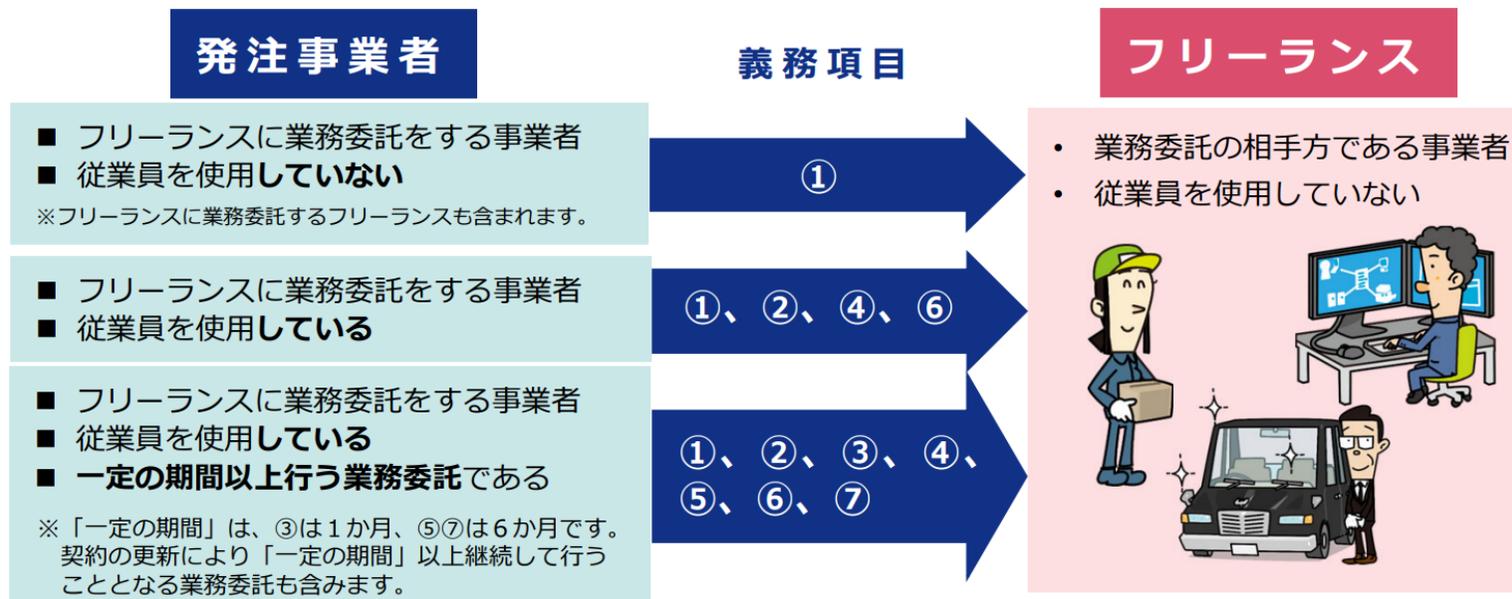
- この法律上は、フリーランスは「特定受託事業者」、発注事業者は「特定業務委託事業者」「業務委託事業者」とされていますが、このリーフレットでは伝わりやすさを優先し、それぞれ「フリーランス」、「発注事業者」と表現しています。
- 「従業員」には、短時間・短期間等の一時的に雇用される者は含みません。具体的には、「週労働20時間以上かつ31日以上雇用が見込まれる者」が「従業員」にあたります。
- 特定の事業者との関係で従業員として雇用されている個人が、副業で行う事業について、事業者として他の事業者から業務委託を受けている場合には、この法律における「フリーランス」にあたります。
- なお、契約名称が「業務委託」であっても、働き方の実態として労働者である場合は、この法律は適用されず、労働基準法等の労働関係法令が適用されます。

出典：中小企業庁 [フリーランスの取引に関する新しい法律が11月にスタート](#)

4. フリーランス保護法の内容①

法律の内容

発注事業者が満たす要件に応じてフリーランスに対しての義務の内容が異なります。)



出典：中小企業庁 [フリーランスの取引に関する新しい法律が11月にスタート](#)

5. フリーランス保護法の内容②

義務項目と具体的内容

義務項目	具体的な内容
① 書面等による取引条件の明示	<p>業務委託をした場合、書面等により、直ちに、次の取引条件を明示すること</p> <p>「業務の内容」「報酬の額」「支払期日」「発注事業者・フリーランスの名称」「業務委託をした日」「給付を受領/役務提供を受ける日」「給付を受領/役務提供を受ける場所」「(検査を行う場合)検査完了日」「(現金以外の方法で支払う場合)報酬の支払方法に関する必要事項」</p>
② 報酬支払期日の設定・期日内の支払	発注した物品等を受け取った日から数えて 60日以内 のできる限り早い日に報酬支払期日を設定し、 期日内に報酬を支払うこと
③ 禁止行為	<p>フリーランスに対し、1か月以上の業務委託をした場合、次の7つの行為をしてはならないこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ●受領拒否 ●報酬の減額 ●返品 ●買いたたき ●購入・利用強制 ●不当な経済上の利益の提供要請 ●不当な給付内容の変更・やり直し
④ 募集情報の的確表示	<p>広告などにフリーランスの募集に関する情報を掲載する際に、</p> <ul style="list-style-type: none"> ●虚偽の表示や誤解を与える表示をしてはならないこと ●内容を正確かつ最新のものに保たなければならないこと
⑤ 育児介護等と業務の両立に対する配慮	<p>6か月以上の業務委託について、フリーランスが育児や介護などと業務を両立できるよう、フリーランスの申出に応じて必要な配慮をしなければならないこと</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「子の急病により予定していた作業時間の確保が難しくなったため、納期を短期間繰り下げたい」との申出に対し、納期を変更すること ・「介護のために特定の曜日についてはオンラインで就業したい」との申出に対し、一部業務をオンラインに切り替えられるよう調整すること など <p>※やむを得ず必要な配慮を行うことができない場合には、配慮を行うことができない理由について説明することが必要。</p>
⑥ ハラスメント対策に係る体制整備	<p>フリーランスに対するハラスメント行為に関し、次の措置を講じること</p> <p>①ハラスメントを行ってはならない旨の方針の明確化、方針の周知・啓発、②相談や苦情に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、③ハラスメントへの事後の迅速かつ適切な対応 など</p>
⑦ 中途解除等の事前予告・理由開示	<p>6か月以上の業務委託を中途解除したり、更新しないこととしたりする場合は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則として30日前までに予告しなければなりません ・予告の日から解除日までにフリーランスから理由の開示の請求があった場合には理由の開示を行わなければならないこと

6. まとめ



フリーランス看護師のメリットは、「職場の都合に比較的縛られずに働くことができる」や「働く時間や休む時間を自己管理できる」など多々あります。

今回の法改正（2024年11月施行）の要点をわかりやすく説明すると以下のとおりです。

- ①口頭ではなく書面による契約が必要
- ②給与の支払期日の明確化
- ③育児等への配慮
- ④ハラスメント等への配慮
- ⑤中途解除の事前予告

今回は、フリーランスの方が対象ですが、派遣で働く方も契約書に書かれている契約条件などを、しっかり確認することが肝要です。

詳細な法律等の内容や最新の情報については、関係省庁のホームページをご覧ください。



内閣官房



公正取引委員会



中小企業庁



厚生労働省

令和6年6月改訂 リーフレットNo.13